

# 坂東市事業者支援一時金のご案内

(中小企業・個人事業者等対象)

## 支援金の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月又は9月の売上（業務委託契約等の収入も可）が、令和2年又は令和元年の同月の売上と比較して、**15%以上30%未満の範囲内で減少**した市内事業者  
(※ 令和2年9月から令和3年6月の間に開業した方への特例あり)

※売上減少率が30%以上の方は、茨城県営業時間短縮要請等関連事業者一時金への申請が可能です。（事業所規模に応じて20万円～支給されます。申請期限：令和3年12月28日）  
※個人事業者で白色申告の方は、令和2年又は令和元年の月平均額で比較します。

## 支援金の額

**1事業者あたり15万円**

※1事業者につき1回限り

## 申請期限

**令和4年1月14日（金）まで** ※令和3年12月15日から延長しました。

## 申請に必要な書類

※下記書類の他に必要と認める書類の提出をお願いすることもあります。

- ①営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ②令和元年または令和2年の法人又は個人確定申告書の別表1もしくは第一表の控えの写し  
※1
- ③令和3年8月又は9月の売上が確認できる売上台帳等
- ④振込先口座の通帳の写し(名義、金融機関名、支店名、口座名、口座種別、口座番号がわかるもの)
- ⑤法人事業概況説明書の写し（法人のみ）
- ⑥所得税青色申告決算書の控えの写し（個人事業者で青色申告者のみ）
- ⑦本人確認書類（個人事業者のみ）  
※1申告義務がない方が、対象年の月平均が15万円以上の場合のみ住民税の申告書類でも可能

## 申請方法

申請書類一式を商工観光課へ提出してください（郵送の場合は必着）

■申請書類（様式第1号）及び詳細につきましては、市のホームページもしくは商工観光課までお問い合わせください。

## 【申請及びお問合せ先】

坂東市役所 産業経済部 商工観光課  
住所：〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365  
電話：0297-20-8666  
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）



坂東市ホームページ